

## ショートステイをご希望される皆様へ

### 1. ショートステイとは

- ・特別養護老人ホームに併設の入所定員9名のショートステイ事業所です。
- ・要支援1～要介護5の認定を受けている方に短期間宿泊して頂き、交流や食事を自宅とは違う場所で過ごしながら日常生活の介護、機能訓練のサービスを提供させていただきます。
- ・家族のリフレッシュにもご相談下さい。

### 2. お申し込みの対象者とは

- ・ショートステイは介護保険の要介護認定の結果、要支援1以上と認定された方が対象となります。ただし、常時医療を必要とする方等はご利用いただけない場合があります。

### 3. お申し込み書類 について

- ・ショートステイは担当ケアマネへご相談下さい。  
下記書類を準備し、社会福祉法人紫城会へご提出頂きます。
  - ① 利用申込書（所定の項目をご記入ください）
  - ② 介護保険被保険者証・負担割合証・負担限度額認定証（コピー）
  - ③ 最新のお薬情報（コピー）

### 4. 入居後の健康管理について

- ・ショートステイは提携医がいますが、今までのかかりつけ医を受診可能です。ショートステイ中に受診が必要な場合、通院はご家族にお願いする場合があります。
- ・特養・ショートとも週1程度で岩崎整形外科から配置医・連携医が健康管理に施設に来られます。
- ・医療行為についてはご相談ください。

### 5. 部屋・設備について

- ・当事業所は全室個室になります。居室内にベッド・トイレ・タンスはありますがご自身使い慣れたものをご持参ください。
- ・お部屋の場所はご希望に添えない場合や、利用中に部屋移動して頂く場合があります

### 6. ショートステイのロング利用について

- ・ご家庭での生活が不可能で施設の申し込みをしても入所先がない方のみご相談ください。（ショートステイは在宅サービスの為、担当の介護支援専門員ともご相談下さい。）

### 7. 日中の生活について

- ・施設の1日の主なタイムスケジュールがありますが、暮らしの継続の場になりますのでご自由に過ごしてください。
- ・ご本人の個別の支援計画の他にユニットごとにレク・体操等の計画もあります。

### 8. 外出について

- ・外出は事前に家族様からご連絡があれば可能です。前日17時までに各サービスステーションまで申し出て下さい。ご本人の体調によってはご遠慮いただく場合があります。

## 9. 面会について

- ・面会は原則、9時～18時まで可能です。
- ・ご本人、面会者の無理のない範囲で、ご本人と家族様等との時間をお過ごしください。
- ・事業所内の防犯目的の為、当施設からの連絡や緊急時以外は面会時間内での面会をお願いします。
- ・差し入れや貴重品の居室への置き帰りはご遠慮下さい。
- ・感染症流行時期では一部面会を制限させていただく場合があります。
- ・他者への迷惑行為、喫煙・飲酒は禁止となっております。
- ・発熱・咳・下痢・嘔吐等の症状がある方は面会をご遠慮いただいております。

## 10. 利用申込から利用までの流れ

- ①申込み
- ②情報収集 担当国会議
- ③重要事項内容の説明、利用契約内容の説明・同意
- ④利用

## 11 お願い

- ・利用申込後、利用迄にご本人様及びご家族・親族の方などに施設利用の同意を得ておいてください。
- ・ご本人様の健康状態や認知症状によっては利用をお断りすることがありますのでご了承ください。

## **お問合せ先**

地域密着型特別養護老人ホーム久松邸 ANNEX 担当 生活相談員

電話：084-982-8872 9時～17時